

## 役員報酬規程

平成16年3月19日

16規程第1号

平成21年3月19日

21規程第1号

### (総則)

第1条 この規程は、財団法人日本宇宙少年団（以下「財団」という。）寄附行為第29条に基づき、常勤を要する勤務形態の役員、すなわち常勤役員（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定める。

### (常勤役員の定義)

第2条 常勤役員とは、月13日以上勤務する役員をいう。

### (報酬の額)

第3条 役員の報酬は、年俸額9,600千円以下とし、理事長が別に定める。

### (通勤手当)

第4条 役員には、通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当の額及び支給方法は、職員給与規程に準ずるものとする。

### (報酬の支給定日及び支給方法)

第5条 第3条に定める役員の報酬支給は、年俸額を12で除して得た額（以下「報酬月額」という。）を職員給与規程に準じた日に支給する。

2 報酬月額は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

3 役員が報酬の全額又は一部につき、自己の預金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (報酬月額の日割り計算)

第6条 月の途中において、異動を生じたときの役員の報酬（通勤手当を除く。）は、その事実の発生した日を基準として、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

2 役員が死亡したときは、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程の定め(通勤手当を除く)によって算出した金額に50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

附則(平成16年3月19日 16規程第1号)

この規程は、平成16年3月19日から施行する。

附則(平成21年3月19日 21規程第1号)

この規程は、平成21年3月19日から施行する。